

整備管理者制度の概要

整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用の本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

選任要件

整備管理者の選任が必要となる車種及び使用の本拠での保有台数は以下の通りです。

業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台数 (使用の本拠ごと)
事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。)	○バス (乗車定員11人以上の自動車)	1台以上
	○トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車)	5台以上
軽自動車運送事業用自動車	○軽自動車又は小型二輪自動車	10台以上
自家用	○バス (乗車定員11人以上の自動車)	乗車定員30人以上の自動車の場合 1台以上
		乗車定員11人以上 29人以下の自動車の場合 2台以上
	○大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5台以上
レンタカー	○バス (乗車定員11人以上の自動車)	1台以上
	○大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5台以上
	○その他の自動車10台以上	10台以上

資格要件

整備管理者として選任するためには、次のいずれかの資格要件を満たすことが必要です。

①整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車について

- 点検・整備に関して2年以上の実務経験を有し、かつ、整備管理者選任前研修を修了した者
又は
- 整備の管理に関して2年以上の実務経験を有し、かつ、整備管理者選任前研修を修了した者

②自動車整備士技能検定に合格した者(1級、2級、3級のいずれか)

整備管理者選任に必要な実務経験

「点検又は整備に関する実務経験」とは・・・

- ① 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験
(工員として実際に作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務を含む)
- ② 自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験

「整備の管理に関する実務経験」とは・・・

- ① 整備管理者の経験
- ② 整備管理者の補助者（代務者）として車両管理業務を行った経験
- ③ 整備責任者として車両管理業務を行った経験

整備管理者選任前研修について

点検・整備又は整備管理の実務経験で整備管理者となる方を選任するためには整備管理者選任前研修を修了する必要があります。選任前研修の実施予定については、沖縄総合事務局運輸部車両安全課整備係にご確認下さい。

なお、資格要件（２）の自動車整備士技能検定の合格者は、選任前研修の修了の必要はありません。

整備管理者選任届出の種類

届出の事由	届出の例
・ 整備管理者を新しく選任したとき	選任届
・ 営業所（使用の本拠）を新設し整備管理者を選任したとき	
・ 届出者の氏名又は名称もしくは住所が変わった場合	変更届
・ 事業の種類が変わった場合	
・ 人事異動等で整備管理者が変わったとき	
・ 整備管理者を増員したとき	
・ 整備管理者を減員したとき	
・ 整備管理者の氏名が変わったとき（婚姻・養子縁組）	
・ 整備管理者の兼職の有無に変更があったとき	廃止届
・ 事業を廃止したとき、または譲渡したとき	
・ 営業所（使用の本拠）を廃止したとき、または選任を必要となくなったとき	

整備管理者選任届出の必要書類

	選任届	変更届	廃止届
整備管理者届出書	○	○	○
整備管理者選任前研修修了証明書 または 自動車整備士合格証書	○	○	
整備管理規程（提示）	○	○	
実務経験証明書 （届出書に記載の場合は不要）	○	○	

※変更届について、すでに選任されている整備管理者の情報に変更が無い場合は、「整備管理者選任前修了証明書または自動車整備士合格証書」及び「実務経験証明書」の提出は不要です。

整備管理者選任届出の提出先

- ・ 沖縄総合事務局 陸運事務所整備部門（浦添市港川 512-4）
- ・ 沖縄総合事務局 宮古運輸事務所（宮古島市平良字下里 1037-1）
- ・ 沖縄総合事務局 八重山運輸事務所（石垣市真栄里 865-15）